

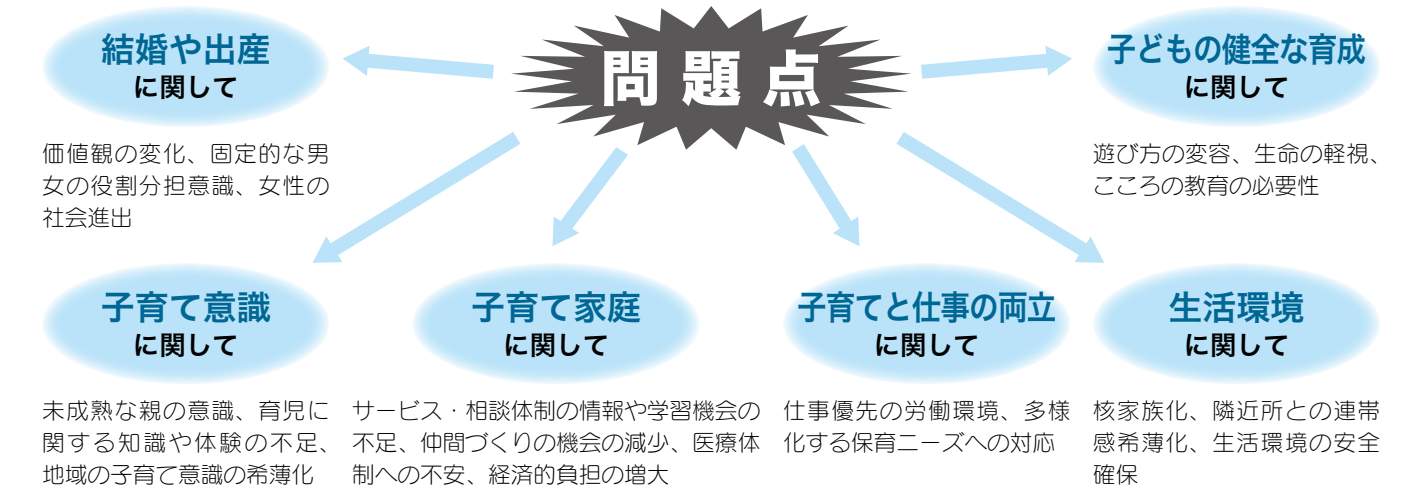
2 少子化がもたらす影響

少子化の進行によって、次のような影響があると懸念されています。



3 見えてきた課題

結婚や出産をためらったり、子どもを持ちたくても持てなかったりしている背景には、いったいどんな課題があるのでしょうか。市の統計資料や実際に育児をしている家庭に対して行ったニーズ調査結果などから、様々な問題点や要望が浮かび上がってきました。



4 そこで…「佐野市次世代育成支援行動計画」！

このようにしだいに明らかになってきた問題や要望に対応し、未来を担う子どもたち(次世代)がすこやかに生まれ育つことができるように、また、少しでも多くの家庭で楽しく子育てができるようにするため、家庭はもとより学校、地域、企業、行政など地域社会全体が連携・協力して取り組むための指針を定めました。

それが「**佐野市次世代育成支援行動計画**」です。



子育て支援の相談、お問い合わせ先

内 容	担 当	電話番号
家庭児童福祉の向上を図るための相談、指導、援助、ひとり親家庭支援事業	家庭児童相談室	20-3002
保育所、一時保育、子育て短期支援事業、地域子育て支援センター事業、育児相談、子育て親子の交流促進、幼稚園地域子育て等推進事業、幼保小連携推進充実事業	保育課	20-3038
こどもクラブ、児童館、こどもの国、妊産婦医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、子ども手当(児童手当)、児童扶養手当、子宝祝金	こども課	20-3023
ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター佐野	22-0115
不妊治療費助成、母子健康手帳、妊婦健康診査、乳児全戸訪問、乳児健康診査、母子栄養管理、乳幼児・児童生徒予防接種、ママパパ学級	健康増進課	24-5770
障がい福祉サービス、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	20-3025
親と子の交流活動	中央公民館	24-5771
中学校マイ・チャレンジ(職業体験)推進事業、海の自然体験活動推進事業	学校教育課	86-3492
アドベンチャーキャンプ開催事業、家庭教育推進講座開催事業、放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	86-3495
子どもと親の相談員配置事業、いじめ、不登校等の相談	教育センター	86-3499
子どもの人権にかかわる問題(虐待など)の相談	人権推進課	20-3011

発行 平成22年(2010年)3月
佐野市こども福祉部 こども課
TEL 0283-20-3023
ホームページ <http://www.city.sano.lg.jp/>



佐野市 次世代育成支援行動計画 後期計画(平成22年度～平成26年度)

子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団
ー「おもいやりの心！」職場も家庭も笑顔でいっぱいー



平成22年3月

概要版

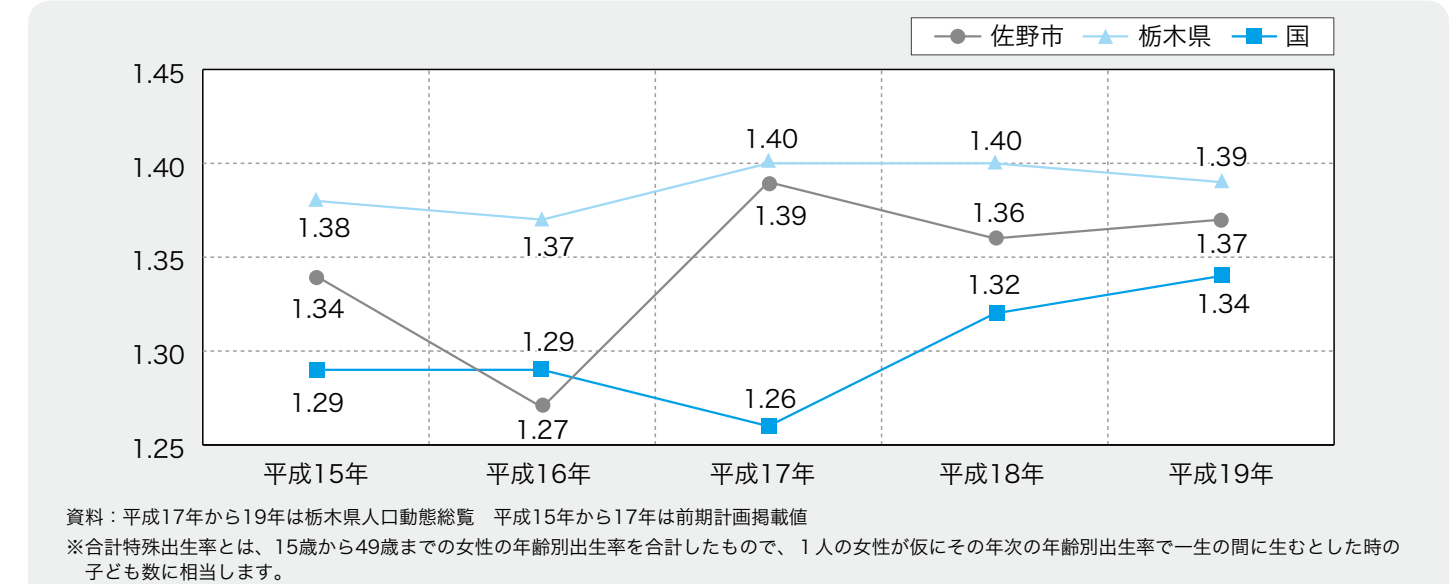
なぜ？「佐野市次世代育成支援行動計画」が必要なのでしょうか？

1 少子化の現状

少子化の進行が止まらず対応が求められています！

合計特殊出生率※

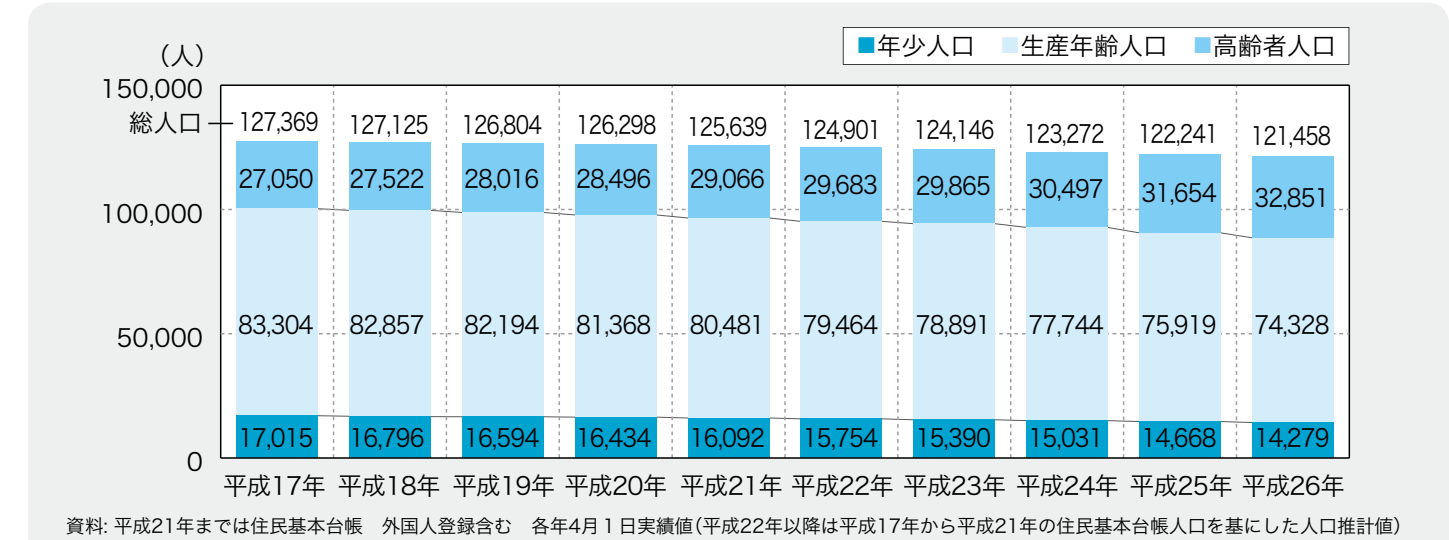
合計特殊出生率の推移では、近年本市、県、国ともに上昇傾向に転じており、改善の兆しが見えるものの、人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回って推移しています。



引き続き、少子化が進み人口が減少しています！

佐野市の人口推移

本市の総人口は年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方、高齢者人口(65歳以上)が増加し少子高齢化が進んでいることがわかります。また、平成22年から平成26年までの人口推計をみると、引き続き年少人口の減少が進むと予測されます。



目標年度

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画は、平成17年度から施行し、前期計画は平成17年度から21年度までの5年間、後期計画は前期計画の必要な見直しや改善を検討した上で、平成22年度から26年度までの5年間の計画を策定するものとします。

平成17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
前期計画の期間(平成17～21年度)					後期計画の期間(平成22～26年度)				
					見直し				

今回策定した計画

前期計画の評価

後期計画の策定に当たっては、前期計画に盛り込まれている施策ごとの事業の推進状況を評価しました。評価手法としては、施策・事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度状況を3つの段階で評価したところ、109の施策・事業が目標を達成となりました。

達成度	施策・事業数	施策・事業名
目標達成	109	入学祝金支給事業／遺児手当／児童扶養手当／母子自立支援員設置事業／児童手当／次世代育成支援対策事業／ファミリー・サポート・センターほか
目標達成不可能	1	子育て短期支援事業(利用者なしのため)
目標未達成	0	

ニーズ調査による達成度の評価

平成20年12月に、子育て支援に関する意見、要望を把握するため、市内在住の就学前児童を持つ保護者2,400人と小学校児童を持つ保護者800人を対象に実施しました。

より一層の相談支援や子育て仲間が交流できる場の提供が求められています!!

子育ての不安・負担感については「非常に不安や負担を感じる」「何となく不安・負担を感じる」割合が平成16年度ニーズ調査より減少し、少しずつ解消されつつあることが分かりました。しかし、依然として不安・負担を感じる方も多いため、より一層相談支援や子育て仲間が交流できる場の提供が求められています。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」が求められています!!

「子どもとの時間を十分にとれないこと」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」といった声も大きくなりつつあります。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は、後期計画策定において重点的に推し進めていくべき施策として国が提唱しているものであり、広報等による啓発とともに、セミナー開催や情報発信など積極的な施策展開が必要となっています。



「佐野市次世代育成支援行動計画」はすべての子育て家庭を応援します!

基本的視点

- 佐野市のすべての子どもたちの計画です
- 次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う計画です
- 親自身の成長と子育てのよろこびを感じられる計画です
- 子育てと仕事の両立を図る計画です
- 家庭や地域の子育て力の復活を目指す計画です

基本方針

子どもを安心して育てることができるまちづくり

男女が共に責任と喜びを分かち合いながら、子どもを安心して育てることができるまちづくりを進めます。

子どもの生きる力をはぐくみ、健やかな成長を支えるまちづくり

次代の親となる子どもに対する健康づくりに取り組むなど、子どもの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

子どもの成長と子育てを地域社会全体で支援するまちづくり

子どもの成長と子育てを地域社会全体で支援していくまちづくりを進めます。

基本理念

子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団

——「おもいやりの心!」職場も家庭も笑顔がいっぱい——

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員でもあります。家庭はもとより学校、地域、企業、行政などが、それぞれの役割を担いながら、「地域の子どもは地域で育てる」とあたたかくかつ積極的に見守っていくといった共通認識のもと、子どもの成長と子育てを通じた親の成長を応援していくため、基本理念を「**子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団**」としました。後期計画においても前期計画の基本理念を受け継ぎ、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

市では、今後、次のような基本目標に取り組んでいきます。

基本理念

基本方針

基本目標

基本施策

子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団

子どもを安心して育てることができるまちづくり

子どもの生きる力をはぐくみ、健やかな成長を支えるまちづくり

子どもの成長と子育てを地域社会全体で支援するまちづくり



1. 地域における子育ての支援

子どもと親の成長を地域ぐるみで応援します。

- (1) 子育てに対する相談体制の充実
- (2) 子育てに対する支援体制の整備
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育てに関する適切な情報提供の推進
- (5) 子育てに対する経済的支援
- (6) ひとり親家庭の自立支援

2. 子育てと仕事の両立支援

子育てをしながら充実した仕事ができるよう応援します。

- (1) 多様な弾力的な保育サービスの充実
- (2) 放課後児童対策の充実
- (3) 男女共同子育ての推進

3. 親子の健康の確保と増進

親子の健康づくりを推進します。

- (1) 母子の健康づくりへの支援
- (2) 子どもへの医療対策の充実
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 食育の推進

4. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

次代の親となる子どもの「生きる力」をはぐくむための環境を整えます。

- (1) 家庭教育力の向上
- (2) 次代の親の育成の推進
- (3) 生きる力をはぐくむ学習環境の整備
- (4) 信頼される学校づくり
- (5) 幼児教育の充実
- (6) 特別な支援を必要とする子どもへの対応

5. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備

自然環境や芸術文化活動、さまざまな交流をとおした子どもたちの個性をはぐくむための活動を推進します。

- (1) 子どもの居場所づくりの推進
- (2) 子どもの健やかな体づくりの推進
- (3) 子どもの芸術文化活動の支援
- (4) 子どもの国内外交流の推進
- (5) 子どもの社会的活動の支援
- (6) 子どもに身近な自然環境の保全

6. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

子どもがのびのびと育つための生活環境を整備します。

- (1) 安心して子育てができる生活環境の整備
- (2) 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進
- (3) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

7. 子どもの人権の擁護の推進

子どもの権利が擁護されるまちづくりを推進します。

- (1) 人権教育の推進
- (2) 子ども参加型のまちづくりの推進
- (3) 子どもへの虐待のないまちづくり
- (4) いじめ・不登校などへの対応

